

- 〇 遊漁船の衝突事故の防止に関する意見
- 〇遊漁船の衝突事故の発生状況 (運輸安全委員会ダイジェスト第29号) (説明資料)

運輸安全委員会平成30年7月

# 1. 遊漁船の衝突事故の防止に関する意見



発出: 平成30年7月24日付 水産庁長官あて

内容:遊漁船の事業者が次の措置を講じるよう、都道府県知事に助言するとともに、遊漁船業務主任者講習の機会を活用するなどし、 これらを確実に実施させるための手段を検討すべき。

#### 遊漁船の船長は、

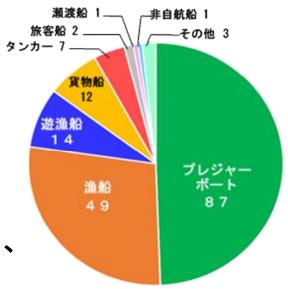
- (1) 釣り場への往復、釣り場での移動などの航行中に、常時適切な見張りを行うこと。
- (2) 漂泊又は錨泊中であっても見張りを行い、必要に応じて避航すること。
- (3) (1)及び(2)のほか、衝突事故の特徴を把握のうえ、業務規程の内容を遵守し、利用者の安全の確保に努めること。



#### ◇事故関係船舶の船舶種類別の状況

平成20年10月~30年3月までに運輸安全委員会が公表した事故等調査報告書において、<u>遊漁船の衝突事故は176件</u>あり、事故関

係船舶は352隻で、<u>うち遊漁船は190隻</u>であった。 遊漁船側から見た衝突の相手船は、<u>プレ</u> <u>ジャーボートと漁船が77.3%</u>を占めていた。



# ◇衝突に伴う死傷者の状況

死傷者が発生した事故は93件で195人。このうち、

•遊漁船側では<u>釣り客82人</u>

(死亡1人、重傷2人、軽傷79人)、 乗組員等16人が死傷 図1

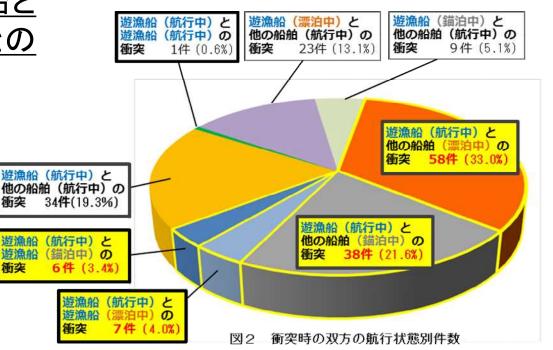
・他船では97人(死亡2人、重傷15人、軽傷80人)が死傷

相手船の船舶種類別隻数



- ◇航行状態別の事故の発生状況
- 航行中の遊漁船の衝突事故は144件(全体の約82%)

このうち<u>航行中の遊漁船と</u>
漂泊又は錨泊中の船舶との
衝突は109件
(航行中の事故の約76%)





#### ◇航行状態別の事故の発生状況

• 航行中で145隻中、120隻の遊漁船が、<u>相手船に気付かないまま衝突</u>

漂泊又は錨泊中で45隻中29隻の遊漁船が、相手船に気付いてい

<u>ながら衝突</u>

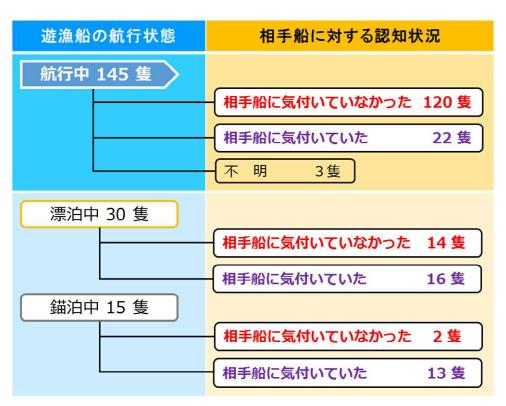


図3 航行状態毎の相手船 に対する認知状況



#### ◇航行中に衝突した遊漁船の状況

• 死角を補う見張りを行っていなかった、魚群探知機や航海計器等の操作等をしながら航行していた等、<u>適切な見張りが行われてい</u>なかったことが主な要因

#### ◇漂泊又は錨泊中に衝突した遊漁船の状況

• <u>相手船が自船を避けるなどと思い</u>、継続的な監視を行っていなかった、又は注意喚起や避航動作が遅れた等が主な要因



# ◇漂泊又は錨泊中の遊漁船の衝突相手船の状況

- 相手船45隻のうち、36隻は漂泊又は錨泊中の<u>遊漁船に気付か</u> ずに衝突
- 相手船の大部分を漁船、遊漁船、プレジャーボートが占めており、 相手船においても、見張りが適切に行われていなかった。



◇衝突事故防止のポイント(遊漁船の航行中)

# 釣り場への往復、釣り場での移動などの航行中は、 常時適切な見張りを行いましょう!

- ・釣り場への行き帰りや釣り場を変えるときは、船上の構造物や 船首浮上による死角を補う見張り等を行い、前路はもちろん 周囲もまんべんなく見張りましょう。
- ・ 釣り場には、他の遊漁船はもちろん、釣り目的のプレジャーボートも 集まってきます。魚群を探すときや潮上りなどのときは、魚群探知 機等の画面ばかりを見ていないで、こまめに周囲を確認しましょう。
- ・ 釣り客の対応をしながらの操船は危険です。航行中は、見張りと操船に 集中しましょう。



#### ◇衝突事故防止のポイント(遊漁船の漂泊又は錨泊中)

# 漂泊又は錨泊中であっても見張りを行い、必要に応じて避航しましょう!

- ・漂泊中の船は、航行中の船を避けなくてよいという訳ではありません。その点を意識して、航行中と同じように見張りを行いましょう。
- ・接近してくる船がこちらに気付いているとは限りません。 漂泊中はもちろん、錨泊中でも"避けてくれるだろう"は禁物です。
- ・ 錨を入れ、竿を出していると、危険を感じてもすぐには動けません。 錨泊中は、周囲の状況に気を配り、接近してくる船を見たら、まずは 汽笛を吹鳴するなど、早めに行動を起こしましょう!
- "危ないと思ったときは汽笛を鳴らします"あらかじめ釣り客に伝えておけば、ためらわずに鳴らせるのでは?
- ・ 錨を揚げるのが間に合わないときは、錨を入れた方向に避ける ことも一つの方法です。